

◎ 第6期計画に係る基本指針の主な内容

* 国資料から抜粋

【主なポイント】

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦ 障害者による文化芸術活動の推進
- ⑧ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑨ 福祉人材の確保

【成果目標に関する事項】

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

(1) 主なポイントの具体的な内容

①【地域における生活の維持及び継続の推進】

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討。

②【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- ・精神障害にも対応した地域包括システムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な協力連携体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。

③【福祉施設から一般就労への移行等】

- ・一般就労への移行や工賃、賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安定して働き続けられる環境整備を進める。
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

④【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加）」「地域やコミュニティケアにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

⑤【発達障害者等支援の一層の充実】

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

⑥【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

- ・難聴障害児支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参加して協議を行う体制の整備について盛り込む。

- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

⑦ 【障害者による文化芸術活動の推進】

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本方針に盛り込む。

⑧ 【障害福祉サービスの質の確保】

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるようサービス事業者や自治体における研修体制の充実や適性なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。

⑨ 【福祉人材の確保】

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。

(2) 成果目標に関する事項の具体的な内容

① 【施設入所者の地域生活への移行】

－ 1 地域移行者数の増加

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上地域生活に移行することを基本とする。

－ 2 施設入所者の削減

- ・令和元年度末時点の施設入所者数を1.6%以上削減することを基本とする。

② 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

－ 1 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇

－ 2 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

－ 3 精神病床における早期退院率

- ・入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上
- ・入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上
- ・入院後1年時点の退院率を92%以上 とすることを基本とする。

③ 【障害者の地域生活の支援】

地域生活支援拠点等が有する機能の充実させることとし、各市町村または、各圏域にすくなくとも1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証検討。

④ 【福祉施設の利用者の一般就労への移行等】

－ 1 就労定着率の増加

- ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行するもののうち、7割が就労定着支援事業を利用。
- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

－ 2 福祉施設の利用者の一般就労への移行者の増加

- ・ 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上
- ・ 令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上
- ・ 令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上
- ・ 令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上

⑤ 【障害児支援の提供体制の整備等】

－ 1 児童発達センターの設置及び保育所訪問支援の充実

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置
- ・ 令和5年度末までに都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保。
- ・ すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

－ 2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- ・ 各市町村に1か所以上確保

－ 3 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協力の場の設置。

⑥ 【相談支援体制の充実・強化等】

市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保。

⑦ 【障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築】

道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。